

議第96号(仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事  
の工事請負変更契約の締結についてに関する附帯決議

このたびの総務文教常任委員会の際、「議第96号(仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結について」の議案審査において、当該変更契約が仮契約であるにもかかわらず、既にその工事の大部分が完了していることが明らかとなった。これはひとえに行政事務の怠慢であり、担当部署だけでその判断をしていたことに大きな問題であると指摘せざるをえない。

また、工事の進捗において、地中に大量のコンクリートガラや岩石が含まれていたことは想定できなかったかもしれないが、搬出量も大幅に増え、結果として専決の範囲を超えてしまったとしても看過できない事案であり、さらに関係部署や議会に中間報告等もないまま工事が進められたということは誠に遺憾であり、その対応においても猛省していただきたい。

そこで、市長をはじめとする理事者は、行政事務の在り方をより厳格にし、今後、議会と理事者の信頼関係を損なうことのないよう、下記について厳に求めるものである。

記

- 1 事務の執行に当たっては、庁内各課での連携及び情報共有を綿密にし、事業における進捗状況の的確な把握や適切な指示ができるよう確認体制の強化に努めること
- 2 工事の進捗管理において、情報の透明性の確保について検討策を講じ改善すること
- 3 工事請負契約における変更契約については、適切な工事管理による確認により、時期を逸しないようにすること
- 4 関係部署との協議を十分に行い、適切な人員配置を含む業務改善に取り組み、実効性ある仕組みを早急に構築すること

以上決議する。

平成30年9月28日

新潟県村上市議会